

令和2年第4回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

令和2年12月22日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第66号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第67号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第68号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 第69号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
- 第70号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第71号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第72号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第73号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第74号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第75号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第76号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の制定について
- 第77号議案 幸田町都市施設整備基金条例の一部改正について
- 第78号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部改正について
- 第79号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC その2）
- 第80号議案 字の区域の設定及び変更について
- 第81号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
- 第82号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザ）
- 第83号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）
- 第84号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 陳情第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
- 日程第3 議員提出議案第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第4 第85号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第7号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山 千 代 子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 藪 田 芳 秀 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 洵 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上 下 水 道 部 長 太 田 義 裕 君	消 防 長 都 築 幹 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しを頂きましたので、発言をさせていただきます。

愛知県町村会第73回定期総会及び全国町村長大会の抜粋資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 都築幸夫君、4番 鈴木久夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第66号議案から第84号議案までの19件と陳情第2号を一括議題とします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

9番、足立君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和2年12月22日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和2年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第66号 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の職種の 신설及び報酬の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第67号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

尾張市町交通災害共済組合が令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第68号 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

町の議会の議員及び長の選挙における候補者の費用負担の軽減を図ることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第69号 幸田町火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第70号 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

近隣市との均衡を図ることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第79号 財産の取得について（GIGAスクールPC その2）

GIGAスクールPCの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第80号 字の区域の設定及び変更について

幸田深溝里土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域の設定及び変更をする必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第81号 指定管理者の指定について（ハピネス・ヒル・幸田）

ハピネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第83号 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）中、歳入全部、歳出15款10項・55款、第2条（総務教育委員会所管1件）、第3条

第1条、歳入全部、320万5,000円減額。歳出、15款総務費10項90万円追加、55款教育費278万5,000円減額。

第2条、債務負担行為、ハピネス・ヒル・幸田指定管理業務に要する経費19億1,000万円。

第3条、地方債2億円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で、報告を終わります。

〔9番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

12番、水野君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和2年12月22日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和2年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第71号 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鷺田住民広場を廃止することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第72号 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の全部改正について

町の実情を踏まえた独自の基準を明確にすることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第73号 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

町の実情を踏まえた独自の基準を明確にすることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第74号 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

町の実情を踏まえた独自の基準を明確にすることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第75号 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

幸田町障害者地域活動支援センターにおける施設の新設に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第76号 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の制定について

新型コロナウイルス感染症について、町民の生命及び健康を保護し、並びに町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第77号 幸田町都市施設整備基金条例の一部改正について

基金の対象事業の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第78号 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部改正について

延滞金及び還付加算金の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第82号 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザ）

幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第83号 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）中、歳出15款20項・20款・25款・35款、第2条（福祉産業建設委員会所管1件）

第1条、歳出、15款総務費20項230万円減額、20款民生費797万円追加、25款衛生費979万8,000円追加、35款農林水産業費1,678万8,000円減額。

第2条、債務負担行為、高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ指定管理業務に要する経費4,422万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第84号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出77万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
陳情第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
国、県に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。
以上でございます。

[12番 水野千代子君 降壇]

- 議長（稲吉照夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
これをもち、質疑を終結いたします。
これより、上程議案19件と陳情1件について討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
15番、丸山君。

[15番 丸山千代子君 登壇]

- 15番（丸山千代子君） 陳情第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書につきまして、委員長報告は不採択ですが、賛成の立場から採択を求めて討論をいたします。

愛知県自治体キャラバンは、県内の全ての自治体を訪問し、各市町村に対して、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と国や愛知県に対して意見書の提出を求め要請しております。今年で41年目となり、要望事項がそれぞれ実現もしてきております。

要望項目も、介護保障、国保の改善、税の徴収や滞納問題、生活保護、福祉医療制度、子育て支援、障害者施策、任意予防接種や健診など、県下の状況を把握し充実を求めて運動を進めております。要望項目は多岐にわたりますが、いずれも地域住民の暮らしを守り、改善する要求を掲げ、市町村に要請しております。

新型コロナウイルス感染拡大は経済への大きな打撃となり、日本だけでなく世界中の経済がストップするなど、コロナ禍の後の格差と貧困が危惧されるものであります。前安倍政権が進めてきた全世代型社会保障検討会議では、社会保障費削減を推進するため

公的医療費を抑え、現役世代と負担を公平化するとして、75歳以上の後期高齢者医療の医療費窓口負担を原則1割から2割負担導入など、国民に自助を迫るものであります。さらに介護保険では、要介護1・2の保険外しなど、社会保障切捨てに対し、国の制度改悪に意見書を提出するよう求めるものであります。

住民が安心して暮らせるよう、社会保障の充実を自治体として取り組むように県にも要請すべきであり、この陳情に対して賛成することを求め、討論といたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案19件と陳情1件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後陳情の採決といたします。

初めに、第66号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第67号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第67号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第68号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第68号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第69号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第69号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第70号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第70号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

第71号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第71号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第72号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第72号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第73号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって第73号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第74号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第74号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第75号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条

例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第75号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第76号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第76号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

第77号議案 幸田町都市施設整備基金条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第77号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第78号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第78号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

第79号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC その2）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第79号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第80号議案 字の区域の設定及び変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第80号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

第81号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって第81号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第82号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザ）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第82号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

第83号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第83号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第84号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第84号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、議員提出議案第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

12番、水野君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） 議員提出議案第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和2年12月22日

提出者 幸田町議会議員 水野千代子

賛成者 幸田町議会議員 鈴木久夫

〃 都築幸夫

〃 黒木一

〃 廣野房男

〃 杉浦あきら

〃 都築一三

提案理由

防災・減災、国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、継続・拡充を求める必要があるから。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

近年、気候変動の影響の顕在化により、風水害が激甚化・頻発化しており、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と全国各地において、土砂災害や河川の氾濫・決壊等が生じ、多くの尊い命が犠牲になるとともに貴重な財産が失われ、さらには、道路や鉄道ネットワークの寸断により、国民生活や社会経済活動に多大な影響を与えた。

「平成20年8月末豪雨」では、本町中心部を流れる一級河川広田川が決壊し床上・床下浸水など町内約120棟の家屋が被災するとともに、道路や農地などにおいて甚大な被害が生じた。さらに、当地域では、南海トラフ地震の発生が危惧されていることから、地震・風水害など幅広い自然災害への備えをさらに強化していく必要がある。

こうしたなか、令和2年3月に幸田町国土強靱化地域計画を策定し、災害対応力の強化を進めているが、社会インフラの老朽化が急速に進み、自然災害が頻発・激化する中では、国による積極的な支援により国土強靱化の取組をさらに加速化・深化していくことが必要不可欠である。加えて今後は、ポストコロナ時代の「新たな日常生活」、「新たな社会経済活動」の構築に向けた取組も求められる。

よって国におかれては、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、防災・減災、国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 令和2年度末で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、予防保全への転換に向けたインフラの老朽化対策や抜本的な河川改修、災害時における安定的な人流・物流を確保する道路ネットワークの整備など対象事業を拡充す

るとともに、中長期的に対策が実施できるよう、必要となる予算を別枠により安定的に確保すること。

2 社会資本の整備・維持管理に加え、災害発生時における被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員、資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣(防災) 宛

[12番 水野千代子君 降壇]

○議長(稲吉照夫君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案について質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

議員提出議案第4号について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

○議長(稲吉照夫君) 日程第4、第85号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、補正予算につきまして説明をさせていただきます。

第85号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

また、議案関係資料につきましても、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1,768万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億1,968万1,000円とするものであります。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症予防接種に要する経費につきまして、期間を令和3年度、限度額を3億3,600万円とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。

具体的な内容といたしましては、1人当たり2回接種とし、1回当たり4,000円の4万2,000人分を限度額としているものでございます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、現時点で接種開始の時期を具体的に見定めることが困難な状況にありますが、国は、ワクチンが実用化された際には、市町村が主体となり早期に接種を開始できるよう、本年度中に接種体制を確保することとしております。さらに、本年度内に接種を開始する場合も想定し準備を進めていく必要があるともされておまして、そのような状況になった場合、速やかに医療機関との契約等の準備行為に取りかけられるよう、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

それでは、主な補正内容を説明いたします。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書 8 ページを御覧いただきたいと思います。

55 款国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用により新型コロナウイルスワクチンの接種体制を整備することが閣議決定され、その中で、市町村が実施主体となっていくこととされた接種体制整備に要する経費に対しまして補助金が交付されることとなりましたので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 1,768 万 9,000 円を新規計上するものであります。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。

10 ページを御覧いただきたいと思います。

25 款の衛生費におきまして、市町村が実施主体となっていくこととされました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する各経費を新規計上するものであります。

具体的な内容といたしましては、接種券等の印刷製本費 189 万 8,000 円、接種に関する通知書の郵送料 588 万円、通知書の印字、封入封緘業務の委託料 171 万 6,000 円、接種履歴等を管理するための健康管理システム改修業務の委託料 132 万円、ワクチン接種を円滑に進めるための予約システム開発の委託料 687 万 5,000 円、合計 1,768 万 9,000 円であります。

以上が、令和 2 年度幸田町一般会計補正予算（第 7 号）の説明であります。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10 分間の休憩といたします。

休憩 午前 9 時 46 分

再開 午前 9 時 56 分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

第 85 号議案の質疑を許します。

12 番、水野君。

○12 番（水野千代子君） 今回の補正でございますが、新型コロナウイルスの円滑な接種体制を整えるために本年度中に準備を進めるというものでございます。接種の実施主体は市町村とするということで、幸田町でございます。今回の補正の中で、接種券の印刷製本費だとか接種通知書の郵送だとか、あと予約システム改修などなどが計上されておりますが、この補正が確定した後に、接種券や通知書というのはいつ頃完成をして、いつ頃発送予定なのかをお聞かせ願いたいと思います。この発送予定というのは、接種日が決まってから発送されるのかということも併せてお聞きを願いたいというふうに思いま

す。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保事業についてであります。こちらのほうは、まだいまだにはっきりはしておりませんで、接種のほうで確定次第、これは国の厚生労働大臣のほうから県を通じまして市町村のほうに指示があるという流れになっております。それに基づきまして市町村が責任を果たしていくという流れになってございますので、まだ今はいつ頃に接種券等を発送ということは定かではありませんけれども、早ければ3月中ということを考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。まだ確定はしていないが、県からの指示で、その指示があったらすぐ発送できるように準備を整えていくということでございます。早ければ3月中ではないかということと言われました。確かによそでは、接種は3月頃から始まるのかなということも流れているところでございます。

次に、新型コロナ感染症予防接種に要する経費といたしまして、債務負担行為限度額3億3,600万円を計上をされております。これは、政府は来年度前半までに全国民分のワクチンを確保する方針を明らかにしておりますので、債務負担行為の金額等、この行為等を否定するものではございませんが、3億3,600万円の根拠をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回お願いをしております債務負担行為についてでございます。こちらの根拠としましては、4万2,000人の2回接種ということで、1回を4,000円と。こちらのほうは医療機関等への委託料ということで4,000円を上げております。4万2,000円掛ける2回掛ける4,000円ということで3億3,600万円という数字が出てございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 先ほども町長が言われました医療機関と契約するためのものかなというふうに思うわけですが、幸田町といたしましては、医師会等と連絡をとって調整をして、その後の接種場所ですね。町内の医療機関になるのか、それとも藤田医科大学岡崎医療センターになるのか、その場所というのはもう決めておられるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回のワクチンの接種の場所についての御質問でございます。

現在のところ、医療機関のほうに直接個人の方に行っていただいて接種をしていただく個別接種、こういったものを考えておりますが、何分数をこなせるかどうかということで心配がございまして、そういった場合は集団接種ということで大きな場所を用意しまして、そちらのほうで迅速に接種をしていくということがございます。実は、医師会、岡崎市との初日の打合せが今日の午後からとなっております、県の打合せも明日ということになってございまして、詳細がまだ分かっていない段階でございまして、場

所については今は定かではありませんが、個別接種、集団接種、こういったものを併用した形で行われてくるのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 接種場所は、今後、午後から医師会ということでございます。個別接種か集団接種を考えていくということでございますが、個別接種にいたしますと、今まででもそうですが、例えばインフルエンザのワクチンなんかでも町内の医療機関で行ってすぐ打ってくださるところと、あと予約しないと接種していただけない医療機関というのがあるんですね。インフルエンザのことを聞きますと、インフルエンザの接種は1か月ぐらい後でないと予約ができなかったという町内の医療機関もありました。でするので、かなり差が出てきちゃうのかなというふうに思いますので、この辺についてもしっかりと、例えば個別接種になりますと、その辺のことについてもなるべく平等のようにしていただけるとありがたいかなというふうに思います。あと、集団接種も、やはりこれも人数が多いので必要なかなというふうに思いますので、ぜひともこれも皆さん希望される方はスムーズに接種ができるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、接種の誰から接種するかということでございますが、例えば患者の診療に当たる医療の従事者、また高齢者や基礎疾患があるからというふうなこともニュース等と言われておりますが、その辺の接種の順位というんですか、その辺のことが町としてお考えがあるかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） まず、1点目のなかなか予約がとれないのではないかとということでございます。

個別接種の考え方としまして、現在、国から示されているところは、希望者の方は接種券を受け取り次第予約して個別で接種を受けるということを原則とされております。やはり、短期間で多くの方に打っていただくという意味では、状況によっては集団接種ということでございます。

この集団接種については、昔よく学校の体育館とか、そういったところで行われていたわけでございます。1994年の予防接種法改正以降はほとんど行っていないということで、なかなかノウハウを持った方がもう引退されているという中で、この辺の人材確保等の心配があるということでございますが、しっかりとこの辺は調整をしていきたいというふうに思っております。

それから、接種順位の考え方についてでございます。国民の人数に匹敵する大量のワクチンというのは、一度には生産できません。徐々に供給が行われることになるということでございますので、接種対象者には、一定の接種順位を定めて接種する必要があるということでございます。現在、考えられておりますのは、順位の高い方については、医療従事者の方たち等ということになっております。患者に頻繁に接する機会のある医師、薬剤師、救急隊員、海上保安庁職員、自衛隊員、保健所職員、検疫所職員ほかという形になっております。その次の優先順位としまして高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者というような考え方が現在示されているというところであ

ります。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 個別接種に対しては、予約等も必要だということでは、本当に先ほど言いましたように、町内で平等にスタートできるというふうに思いますので、その辺のこともよろしくお願いいたします。

それから、集団接種でございますが、今学校体育館と言われました。確かに自分の子どもの頃はそうだったなというふうに思いますが、例えば先ほど言いましたように、岡崎医療センターとか、ああいうところは無理なんですかね。それと、あと、幸田町でいうと保健センターですかね。そういうところもありなのかなというふうに思いますので、その辺についてもしっかりと今後医師会との調整も行いながら、行っていただきたいというふうに思います。

それから、接種の順位でございますが、やはり今言われたように医療従事者の方々、また高齢者、基礎疾患のお持ちの方々から高い順位でやっていっていただきたいというふうに思います。その方たちというのは先に接種券だとか、郵送というのは町民一斉にぱっと送ってしまうのか、例えば順番で、今言われた順位の高い順から発送されるのか、でも、その方がどこへお勤めだとか、職業だとかいうのは全然分からないので一斉に送られてしまうというふうに理解してよろしいのか。その点を1件もう一度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ワクチンの接種につきましては、やはり平等にということがございます。その中で優先順位と、やはりワクチンの数が一回で多くは接種できませんので、順番に優先順位をつけて接種するということになるかと思っております。このあたりは岡崎市医師会、岡崎市との調整、こちらのほうが重要となってまいりますので、今後連絡を密にして進めていきたいというふうに思っております。

それから、集団接種の場所については、やはり皆さんが安心して打っていただける場所がいいかと思っております。先ほど医療センターというお話もいただきました。医師会等との調整の中で、広い医療機関へ出向いて打っていただくというのが、やはり安心して打っていただけることになるかと思っておりますので、その辺はしっかりと調整をしていく中で決めていきたいというふうに思います。

それから、接種券の通知の仕方ですけれども、これは一斉にというふうには考えておりますけれども、やはり国から接種順位を見極めて知らされていく中で分けて、先行して最初に高齢者の方、徐々にそのほかの方という形になってくるかというふうには思っております。

それから、医療機関の方につきましては、これは個別にこちらのほうから通知は送ります。送りますけれども、職域単位で接種をするという、そういった考え方も示されておりますので、そういった流れになってくるかと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 接種順位だとか、あと送付の仕方はよく理解をできました。

それから、あと対象者の中の施設でお暮らしの皆さんというのは、施設の中でやっぱ

りやっていただけになるのかなというふうに思いますが、その辺についてもしつかりと調整をさせていただきたいというふうに思います。

それから、世界では、アメリカのほうでは接種が始まっているようでございますが、その疾病対策センターというところで、新型コロナウイルスワクチン接種で深刻なアレルギーが報告されたということが新聞に載っておりました。アナフィラキシーショックが起きたということでありました。そういうことから、今まで過去にワクチン接種などでアレルギーが出た人は要注意ですよとか、あと接種で健康被害が生じたときは国が損害賠償を肩代わりする契約がありますよとか、そういうことについての注意書きというのは、どこかで町民に対して周知がされるものかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ワクチンにつきましては、やはり現在アメリカのファイザー社でしたかね、日本のほうにも先日承認申請が出てまいりました。これの審査をして、日本の治験等を踏まえながら、2月をめどに日本としての見解を出していくということになってくる流れであるかと思えます。

先ほどのアレルギー反応、こういったものはやはり重篤なものも数件は見られるということでもあります。これはやはり考えていかなければいけないことで、アメリカでよくても、やはり人種が違いますので日本人にとって本当にそのワクチンが有効であるか、こういったものはしっかりと検証された上で、2月の結果が出てくるのではないかとこのように思っております。

それから、先ほどの注意書き等のことでありますけれども、こういったことにつきましては国から随時化学的治験に基づいた国民への情報提供、こういったものが流れてきております。こういったものをお伝えするのが市町村の役割というふうに思っておりますので、しっかりとそのあたりは御不安を持たれないように市町村として努めていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。

国からしっかりとした国民に対しての接種の仕方、また注意事項等が下りてくるということでございますので、やはり町民の皆さんが安心して打っていただける、しかし過去にアレルギー等があった人はこういうふうに注意してくださいよということもしっかりと添えていただきたきながら、安心して打っていただけるようお願いをして質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こちらのワクチン接種でありますけれども、これは任意接種という打っても打たなくてもいいという考え方なんですけど、今回は、これは努力義務というふうになっております。ですので、できるだけ打っていただきたいわけですが、やはりアメリカの調査で出ていますように、3割程度の方が打ちたくないという副作用の心配をされている方が見えます。先ほどのアレルギー症状に関してもそうです。ということで、やはり本人の判断を尊重して、接種しなくても罰則や不利

益を被ることはないわけでございまして、安心して打つ打たないというのは御自身で決めていただくということになるかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） まず、先ほどの説明の中で債務負担行為の金額、町民のほとんど4万2,000人が2回打つというお話でありました。2回というのは、どのぐらいの間隔を置いて打つのか。そういう詳しいことは来ているのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） このワクチンの2回接種ということでございます。今、国等から示されている接種間隔でございますけれども、21日から28日ということでございますので3週間から4週間、1か月程度ということで間隔を開けて接種をするというふうに通知が来ております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） それから、これから契約を、この3億3,600万ですか、契約先はこれから検討ということで今お話がありましたけれども、この金額は一括契約になるのでしょうか。それとも、それぞれいろいろな岡崎市医師会に入っていない医療機関もあると思えますけれども、そういうところの契約も幅広く考えておられるのですか。どのような契約になるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こちらの3億3,600万円、委託料になるわけでございます。これは令和3年度の予算措置をしまいたいと思っております。というのは、今、現段階では4月以降というような形で予算立てはしております。契約につきましては、医師会との契約になるのか、医療機関との契約になるのか、こういったこととそれから一括になるのか、分割になるのか、こういったことは現在調整段階でございますので、今日御指摘いただきましたのでしっかりと調整をしまいたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） まだこれから検討するというお答えでありましたが、既に接種券、これも2回打つとどんな接種券になるかよく分かりませんが、なるべく接種される方が2枚来ると1枚どっかいつちやうとか、そういうようなことのないように接種券の配慮もお願いしたいなというふうに思います。

お伺いしたいことは、この下、資料のまず健康管理システム改修業務ですか、健康管理システムというのはどのような健康管理の内容になるのかということの説明がいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） まず、1点目の接種券についてでございます。紛失をやりされる方が見えるかと思えますので、再発行等の予算のほうも含まれております。紛失しにくいような形で送付はさせていただくよう努力をさせていただきます。

それから、健康管理システムの改修132万円でございます。こちらは、現在、健康

カルテというようなシステムを幸田町のほうは今導入してございます。これは、昭和59年4月2日生まれ以降の方についてはシステム化されております。それ以外の方は台帳で紙ベースで管理をしているということで、これまでの接種記録等を管理しております。そちらのほうに今回のコロナウイルスワクチン接種の情報のほうをここへ加えていくというような形で改修を考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） そうしますと、打ったか打たないかという状況ではなくて、打った人の健康管理とかそういうことでもなくて、カルテに記載をするというような内容というふうに理解をしたわけではありますが、そういうふうでよろしいでしょうか。

それから、もう一つお伺いしたいのですが、その下の予約システムの開発という、これはかなりお金が680万ですか、かかっておりますが、これはどんなシステムのことになるのでしょうか。内容について説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの健康管理システムでございます。これは、個々の方がこれまでどういった接種をしてきたかということの記録が全て分かるようになっております。

それから、2点目の予約システムの委託でございます。こちらのほうは、今現在は電話等に予約を考えておまして、その予約を各病院との連携の上、どこの病院で打っていたかというふうな形で振り分ける、こういったシステムを考えておまして、まだ具体的には内容は詰めてございませぬけれども、市町村の職員が電話をとって対応していくというのは、かなりこれは事務に負担がかかりますので、そういったことを委託しまして医療機関と連携する、そういったシステムを考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ちょっと具体的にまだ少し理解できないんですけれども、例えば自分の近くの住所をコールセンターですかね、こういう予約システムのところへ電話をしますと、あなたの場合は医療機関でどこどこがまだ空いてますよとかいうような、そういう案内がしていただけるようなシステムなのか、そこら辺がちょっと。夜間やなんか、休日なんかには県の医療機関に電話しますとそんなような案内をしていただけるようなシステムがあったと思いますけど、やはり、これだけ大勢の人が、全国民が一斉に各医療機関の近いところにまず電話をしても、多分先ほどの水野議員がおっしゃるとおり、駄目ですと言われて次から次へと電話をしなければいけないというような、そういう事態が発生するように思います。ですから、その辺がそうならないように予約システムの中で考えていただきたいなということも思うわけですが、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この予約システムのほうは、具体的にはまだ内容については詰めていくという部分が多々ございます。今のところ、一般の方に御不便をおかけしないような仕組みにしていきたいというふうに思っております。これは国のほうの補助対象ともなっているというふうに聞いております。それから、岡崎市と同じ予算立てで

今回これを上げさせていただいているということなので、歩調を合わせてその仕組みをしっかりと議論をして、御不便をおかけしないようなシステムにしていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 岡崎市医師会というのが幸田町の場合が一番つながりがあるわけにありますけれども、南は蒲郡あるいは西尾、近くにそれぞれ医療機関があると思うんですね。だから、そういうところも行きたいなという方もいるかもしれませんけれども、そういう広範囲な形での融通というのは利かせることができないのか。もし利かせるとしたら、そういった配慮もしていただけるとありがたいなというふうに思います。これは私の意見でありますので、検討をしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この接種に係る内容でございますが、原則は居住地の市町村で接種ということで、これは12月10日現在の情報を頂いております。ただ、原則は市町村で受けるわけですが、例外的なものもございます。長期入院をされている方とか、里帰り中の妊婦の方だとか、単身赴任などやむを得ない事情がある方、こういった方につきましては住民票の所在地以外でも接種できるということも通知が来ております。そういった例外規定もあるということでございますので、広域接種もこれは否定されたものではないということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 債務負担行為の中でお聞きしたいと思っております。

この3億3,600万につきましては、幸田町内の全町民4万2,000人分を2回接種する費用であります。この中で全ての町民を対象としていることでもありますけれども、この予防接種ワクチンにつきましては任意接種、努力義務となっているということでございますが、そこで、やはり今回のコロナワクチンにつきましては非常に不安の声も多く聞かれるわけでありまして、ワクチン接種の機会が来てもやはり受けたくないという人もかなりあるかというふうに思いますが、国は努力義務としておりますけれども、しかしながら、打たなかったために逆に差別が起きてしまう非難があると、こういうことにならないようにしていくべきだというふうに思うのですけれども、そうした場合の対策というのはあるのでしょうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の接種につきましては、市町村も勧奨する義務がございます、受けてくださいと。それから、それに対して接種を受ける努力義務と受けていただく義務もございます。ただ、この予防接種法の政令の中で、今後使用されるワクチンの有効性とか安全性が議論される中で、場合によっては対象者を指定して、その対象として適応しない対象者も決めることができるということになってございますので、その時点での治験等を踏まえて、必要に応じて検討されるものというふうに考えている

ところでは。

それから、接種を受けないことを理由にこういった差別的な取扱いがされてしまうということもやはり出てくるのかもしれませんが。そのあたりの対策等について何をということではございませんけれども、今回感染症条例のほうも制定をさせていただきました。この中でそういったこのワクチン接種に関しても差別的な取扱いが起こらぬよう努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 新型コロナウイルスでございますけれども、どんどん変異をしているということで、今回のワクチンがそれにきくということでもないということもあるわけですね。世界の中ではイギリスやアメリカ等でももう始まっているわけですが、イギリスの事例といたしましては、先ほども水野議員が言われましたように、副作用でアナフィラキシーショックで2人アレルギー性のショックが出たということでございます。それ以外にも、やはり今までにこうした副作用が起きなかった人でも、今回のワクチンでは副作用が起きる可能性だってあるわけですね。ですので、そうした点でやはり不安がある。臨床実験もまだまだ少ないわけですので、安全性の確認というのはまだきちんと確認されていない、こういう中での住民の不安に伝える、そういうことも大事なのではないかなというふうに思うわけでありまして、また打ちたくないという人がかなりあるのではないかなというふうに思うんです。聞くと、かなりの方がやっぱり不安だから打ちたくないという人もおります。そうした点で、自治体は勸奨義務があるということを言われましたけれども、しかしながら、こうした点での町民に対しての逆差別が起きない対策というのもぜひとっていただきながら、なおかつ理解を求めるという、そういうことも両方やっていただきたいなというふうに思うわけでありまして、併せて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどコロナの変異種が出ているということでございまして、こちらについては、感染者を従来の種類より重症化させたり致死率を上げたりする証拠というのは現時点で見つかっていないということを聞いております。ただ、感染者の1人が平均してうつす人数を表す実行再生産数というものを押し上げたということは分かっているということで、これについては調査を続けていく方針が示されておりますので、まずはこれまでの対策をしっかりとっていただくということが肝心になるかというふうに思っております。

それから、心のケアというのが大事だと思います。それで、ワクチンの治験等も若い方はしてないわけですね。そういった意味で、小さなお子さんは打っても大丈夫なのかという御心配もあろうかと思っておりますので、いろいろな国等からの情報をしっかりと収集しまして、それを正しい情報をしっかりと周知をさせていただくということで、幸田町としても勸奨の義務がございまして、勸奨をする場合にしっかりと注意点を書き留めて接種券等も発送していきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） このワクチンの2回接種の中で、21日から28日程度開けて2

回目を打つということでございますけれども、1歳から高齢者までということの対象になっているかというふうに思うのですが、インフルエンザワクチンにつきましては、13歳以下と13歳以上の大人と違いますよね。13歳以下ですと2回接種で少しずつ打つという感じなんですけど、このワクチンについては一度に幼児も大人も同じ接種量を同時に打つのかと、こういう不安もあるかというふうに思うのですが、そうした点ではまだ国のほうから示されていないのかというふうにお聞きしたいと思います。

それから、今回予定をされているのがファイザー社ということで、これは零下70度以下で凍結保存するというような、そういうような対策がとられているワクチンかというふうなことが言われておりましたけれども、やはり、そうした70度以下で保存をしながらワクチンを接種するというのは限られるかというふうに思うんですけども、その辺のところは、4万2,000人の方が2回接種するとすると8万4,000解凍、全員接種したとして8万4,000回もやらなければならない、こういう状況が果たして幸田町の医療機関で可能なかということも不安があるわけですが、そうした点におきまして、速やかに接種を完了するという点におきまして混乱が起きないようにやっていただきたいというふうに思うわけですが、その点についてはどのような配慮がなされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この接種の対象でありますけれども、まだはっきりとした、全国民が打つと、これは前提としてあるわけでございますけれども、生後の例えば6か月未満の乳児、それから既にもう感染している方、こうした方については、ワクチンの薬事承認、これが今行われておりますけれども、それが承認された後、その時点での医学的な治験を踏まえて対象者となるかどうかを決定するというふうになっておりますので、今必ずしも打っていただくというようなことにはなっておりませんので、今回の予算でお示しさせていただくのは、取りあえず全員打ってもいいよというようなそういった指示があった場合のことを想定して、最大限で組んでいるものでございます。

それから、アメリカのファイザー社の製品ということでございますので、これが真先に承認されるなら承認されるのかなというふうに思っておりますけれども、やはり品質保持のための超低温での管理、こういったものが必要ということで、零下75度を保てる冷凍庫、それから零下20度を保てる冷凍庫、こういったものを国のほうで措置をしていただけるということでございます。こういったものをうまく設置場所に配送して確保していくということが必要になってくるかと思っております。なんにしましても、やはり混乱が起きないように短期間で接種をしていただくということを第一に考えて、しっかりと体制を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第85号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。

ただいま議題となっております第85号議案を、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第85号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算(第7号)を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第85号議案は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和2年12月2日招集された第4回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時38分

○議長(稲吉照夫君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） 令和2年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る12月2日から本日まで21日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、本日追加提案させていただきました補正予算も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際に頂きました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に活かしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、御報告とお知らせを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応でございます。新型コロナウイルス感染症の大変厳しい状況が続いております。全国的には1日の感染者数が3,000人を超える日があるなど、過去最多を更新している状況であります。愛知県におきましても、今もなお厳重警戒が続いており、第3波の感染状況等に鑑み、接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店及びカラオケ店に対する営業時間の短縮、休業要請エリアが愛知県全域に拡大されるとともに、期間も1月11日まで延長されております。

また、今般の感染者の拡大に伴いまして、安城市内の東横イン三河安城駅新幹線南口2が新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設として、本日12月22日から開設、運営されることとなり、この運営に係る職員派遣について本町を含めた西三河地域内の市町に要請をされているところでございます。

本町におきましては、12月に入りまして、町内医療施設での集団感染、家族間での感染が発生するなど、52人の感染者が確認されており、昨日までの感染者数は72人となっており、最大限の注意が必要な状況となっております。今議会定例会におきまして、幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の議案を可決していただきました。本町といたしましては、この条例の趣旨にのっとり、さらなる感染防止対策の徹底を図るとともに、感染された方に対する不当な差別やいじめ等を未然に防ぐためにも条例を周知し、誹謗中傷を行わないよう啓発に努めてまいります。

年末年始を迎えまして、本来であれば、1年を締めくくり、新しい年を大切な御家族や御友人とふるさとで過ごす期間ではありますが、12月14日から名古屋を目的地としたG・O・Tトラベル事業が停止されておきまして、さらに12月28日から来年1月11日まで、全国規模でG・O・Tトラベル事業が停止されます。また、12月20日に全国の知事会からは静かな年末年始を過ごすよう求める緊急のメッセージが出されております。

議員の皆様方におかれましては、これまでと同様、基本的な感染防止対策の徹底を行い、御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

次に、お知らせでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、三河木綿の生地を使用した幸田町オリジナルマスクを作成いたしました。このマスクは本日棚に入れさせていただきましたので、議員の皆様にも感染防止のためぜひ御活用いただきたいと思いますと思っております。この

マスクは、昨日の21日月曜日でありますけれども、愛知県知事の定例記者会見で知事自ら使用され、マスクの説明をしていただいたものでございます。

今年も残すところあと僅かでございますが、年の暮れから年明けにかけて、ますます寒さが厳しくなると思われまします。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも御留意をいただきまして、新しく迎える年が皆様と幸田町にとりまして明るく良い年でありますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。

長きにわたり、ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年12月22日

議 長

議 員

議 員